

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和4年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 公聴会の期日

令和4年5月26日（木）午後3時00分から

2 公聴会の場所

藤枝市文化センター 3階 第1会議室（藤枝市駅前2-1-5）

3 許可しようとする建築物の建築の計画

建築場所	藤枝市瀬戸新屋字和古167-1、167-7、167-8、193-2、193-16、193-17、193-18、藤枝市南新屋字カウヤド348-9、348-15、348-27	
用途地域	第一種住居地域（敷地の過半）、第二種住居地域	
建築物概要	用途	物販店舗及び診療所
	構造	鉄骨造
	規模	平屋建て 延べ面積 7,433.67 m ²

4 当事者の住所及び氏名

静岡県浜松市中区伝馬町313-23

株式会社杏林堂薬局 代表取締役社長 小河路 直孝